

議案第20号

大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成31年3月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

大田原市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。